

2 監 査 第 7 8 号
令和 2 年 8 月 1 8 日

請求人（略）

愛知県監査委員 篠 田 信 示

同 川 上 明 彦

同 山 内 和 雄

同 伊 藤 辰 夫

同 石 井 芳 樹

地方自治法第242条第1項の規定に基づく住民監査請求について
（通知）

令和2年7月11日付けで提出のありました地方自治法（昭和22年法律第67号）
第242条第1項の規定に基づく住民監査請求（以下「本件住民監査請求」とい
う。）については、別紙の理由により却下します。

別紙 本件住民監査請求を却下する理由

第1 請求の内容

請求人から提出された愛知県職員措置請求書及び事実証明書により、請求の内容は、次のとおりと認めた。

愛知県民文化局文化部文化芸術課トリエンナーレ推進室（以下「トリエンナーレ推進室」という。）は、愛知県文化芸術振興条例（以下「条例」という。）を根拠法令とし、あいちトリエンナーレ2019の事業を計画し、その開催費として、98,256千円を計上している。

トリエンナーレ推進室は条例を根拠にあいちトリエンナーレを計画したにもかかわらず、条例第2条第6項の「文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う者その他県民の意見が反映されるよう十分配慮されなければならない。」を順守しているとは言い難い。

なぜなら、第2回あいちトリエンナーレのあり方検証委員会2019年9月17日の「4. 事実関係の整理とヒアリングからわかったこと」の「(1)作品及び展示について」にあるように、過去に他の美術館等で展示不許可になった作品を展示品に選び、「1. 検証事案の確認」によれば、企画・準備段階で「展示内容を巡る抗議やトラブルを想定し、現地での警備強化と、事務局及び県庁における電話対応等の体制をとった。」と記されており、県民の反感を買うことをあらかじめ想定しているからである。そして、想定したとおり、あいちトリエンナーレ2019の開催後、県庁が受けた抗議は合計で10,379件にもものぼった（「3. 開催時及び中止後の反応について」による）。

よって、条例違反を承知で過去展示不許可となった作品を展示したことは明白であり、「表現の不自由展・その後」にあいちトリエンナーレ2019の事業費の一部が使われることは不当であり、知事に対し、「表現の不自由展・その後」に掛かった費用の内訳の公開を請求するとともに、あいちトリエンナーレ実行委員会に「表現の不自由展・その後」に掛かった経費を県に返上するよう求めることを請求する。

「表現の不自由展・その後」に掛かった経費が、県の財政上の行為でないというのであれば、その証明とどこの財政上の行為なのかの提示を請求する。

第2 要件審査

住民が監査委員に対し、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条に基づき住民監査請求を行うためには、住民監査請求が同条第1項の要件を満たすとともに、同条第2項における「財務会計上の行為があった日又は終わった日から1年を経過したときは、これをすることができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。」旨の請求期間の要件も満たさなければならない。

ところが、あいちトリエンナーレ 2019 開催準備費（あいちトリエンナーレ 実行委員会負担金）98,256 千円は、平成 30 年度の当初予算に計上されたものであり、平成 30 年 4 月 27 日、同年 7 月 4 日、同年 10 月 4 日及び平成 31 年 1 月 10 日に支出され、令和元年 5 月 30 日までに精算が行われたことから、本件 住民監査請求は、本件負担金の支出及び支出額の精算があつてから 1 年 1 か月 以上経過後の請求となっている。

また、本件住民監査請求では、その期間経過後であっても請求することがで きる正当な理由の記載がないばかりでなく、昨年来よりあいちトリエンナーレ のあり方検証委員会が開催されたことやあいちトリエンナーレ 2019 に関する 多くの報道があつたことからすれば、請求人は、適法な請求期間内において本 件住民監査請求を行うことは困難でなかったと言わざるを得ない。

第 3 結論

よつて、本件住民監査請求は、法第 242 条第 2 項の要件を欠いており、不適 法であるので、その余を審理するまでもなく却下せざるを得ない。